

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 5 年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第 2 回）
事 務 局	総務部総務課情報公開係
開 催 日 時	令和 6 年 2 月 1 3 日（火） 午後 6 時 0 0 分～午後 7 時 3 8 分
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎 8 0 1 会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	☒ 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0 人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	
会 議 次 第	1 開会 2 市長挨拶・委嘱状の交付 3 会長の互選、職務代理者指名 4 報告 1 個人情報の紛失の報告について 5 委員の自己紹介・事務局職員紹介 6 会長挨拶 7 報告 2 個人情報取扱登録簿の整備状況について 8 その他 今後の審議会について
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名 （ 主 な 発 言 要 旨 等 ）	別紙のとおり
提 出 資 料	情報公開コーナー（第二庁舎 6 階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎 4 階）備付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

令和５年度第２回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 令和６年２月１３日（火）午後６時から午後７時３８分

2 場 所 市役所第二庁舎８０１会議室

3 内 容

- (1) 報告１ 個人情報の紛失の報告について
- (2) 報告２ 個人情報取扱登録簿の整備状況について
- (3) その他 今後の審議会について

4 出席者

【会 長】

・ 仮野 忠男

【委 員】

・ 井口 尚志 ・ 近藤 俊之 ・ 立川 明 ・ 則武 辰夫 ・ 中澤 武久

・ 橋本 修 ・ 本多 龍雄 ・ 松行 彬子 ・ 町田 博司 ・ 向井 信正

【市 側】

白井市長

北村総務部長

< 指導室 >

加藤指導室長

向井指導主事

< 総務課 >

高橋総務課長

中村情報公開係長

古田情報公開係主任

【傍聴者】

なし

【総務部長】

それでは、大変お待たせをいたしました。定刻でございますので、令和５年度第２回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を始めさせていただきます。

なお、本日、議事に関する説明のため、指導室長が出席してございますが、公務のため、１８時２５分に退席するとの申出を受けておりますので、よろしくお願いします。よって、通常の会議の進行とは一部異なる部分がございますので、御了承賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、任期満了に伴い、新たに委員をお引受けいただきました情報公開・個人情報保護審議会の最初の会議でございますので、市長が参集の通知を差し上げてございます。従いまして、条例に基づく審議会の会長が選出されるまでは、事務局において会議を進めさせていただきますので、御了承賜りたいと思います。

まず、審議に入る前に委員の欠席等の御連絡をしたいと存じます。本日、白石委員は、都合により御欠席との連絡を受けております。審議会条例第５条の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、本会議は成立してございます。

それでは、初めに、理事者の開会の挨拶及び情報公開・個人情報保護審議会委員への委嘱手続をさせていただきます。

市長、御挨拶よろしくお願いいたします。

【市長】

改めまして、こんばんは。市長の白井でございます。

この度は、委員の皆様には、小金井市情報公開・個人情報保護審議会の委員をお引受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は、お忙しい中、審議会に御参集いただき、ありがとうございます。

情報公開制度は、何人にも、市が保有する情報に関して知る権利を保障するとともに、市が市政に関して説明責任を果たすことで市民の参加を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、開かれた市政を実現することを目的とする重要な制度と考えております。

一方、個人情報保護制度につきましては、デジタル関連法が令和３年５月１９日に公布され、これに伴った個人情報保護法の改正によりまして、日本全国の地方自治体の個人情報保護制度が統一されることとなりました。

また、個人情報保護条例も、これまで行われていた個人情報の保有等の届出に関する諮問が廃止となるなど、条例制定以来の大きな改正を行い、今年度既に施行されている状況でございます。

各委員の皆様には、これから２年間にわたり、大変な御負担をおかけすることになると思いますが、両制度の適正な運用と推進のために御協力いただきますことを重ねてよろしくお願い申し上げます。

それでは、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

【総務部長】

本日は、時間の都合上、各委員の皆様の机の上に委嘱状を置かせていただいております。なお、添付しております承諾書は最後に回収をさせていただきますので、御記入をお願いいたします。

この後、委員、事務局の紹介を行うところでございますが、まず議事に入りま

したら、時間の都合上、報告 1 の案件終了後に行えればと存じますので、よろしくをお願いいたします。

市長は公務がございますので、ここで退席させていただきます。

【市長】

これで失礼いたします。よろしくお願いいたします。

(市長退室)

【総務部長】

次に、会長の互選を行います。選出の方法については、いかがいたしましょうか。どなたか、選出方法について御意見はございませんでしょうか。

【本多委員】

はい。

【総務部長】

お願いいたします。

【本多委員】

選出方法につきましては、指名選出の方法により、会長職については再任の委員の中から推薦いただければと考えています。

【総務部長】

ただいま、選出方法について指名推選によるの御意見がございますので、そのように決定することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【総務部長】

ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、指名推選の方法で行いたいと思います。

どなたか御推薦をいただけますでしょうか。

【本多委員】

はい。

【総務部長】

お願いいたします。

【本多委員】

会長職には、引き続き仮野委員を推薦したいと思います。

【総務部長】

ありがとうございます。ただいま、会長に仮野忠男さんをとの推薦がございました。

お諮りいたします。本審議会会長に仮野忠男さんを選出することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【総務部長】

ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり選出することに決定いたしました。

ここで、御就任に当たって、会長からの御挨拶を本来お願いするところでございますが、時間の都合上、報告 1 の案件終了後にお願いをいただきたいと存じま

す。よろしくお願いいたします。

次に、職務代理者の指定についてでございます。

職務代理者につきましては、小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例により、あらかじめ会長が指定することとなっております。つきましては、仮野会長に職務代理者を指名いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【仮野会長】

分かりました。では、白石さん。

【総務部長】

ただいま会長より御指名がございましたので、職務代理者につきましては白石孝委員にお願いしたいと思っております。なお、白石委員につきましては、先ほどもお伝えしたとおり、本日欠席でございます。

これをもちまして、私の職務は終了いたしましたので、会長と交代をさせていただきます。議事進行への御協力を感謝いたします。ありがとうございました。

それでは、ただいま選出されました仮野会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【仮野会長】

それでは審議に入りますが、審議に入る前に、事務局から本日の案件の流れについて説明をいただきます。それを皆様方から御意見や御質問を受け、それに対する説明を事務局からお受けすることで進めたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【総務課長】

総務課長です。本日の案件の流れに入る前に訂正がございます。委員へ事前に送付いたしました、令和5年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会資料について、2枚目の目次、報告1、「個人情報の滅失に関する報告について」と記載がございますが、正しくは「個人情報の紛失に関する報告について」でございます。差し替えを机上に置かせていただいております。大変申し訳ございません。差し替えのほど、よろしくお願いいたします。

さて、本日の流れです。報告の1件目が個人情報の紛失に関する報告です。追加資料、小中学校の指導要録の様式を机上に置かせていただいております。その次に、個人情報取扱登録簿の整備状況について報告させていただきます。そして、その他として、今後の審議会についてとなります。

本日の流れにつきましては、以上です。

【仮野会長】

それではまず、1番目。早速、報告してもらいましょう。よろしくお願いいたします。

【指導室長】

よろしくお願いいたします。お時間のほう、御配慮いただきまして、誠にありがとうございます。私、この後、公務が控えておりまして、急がせて大変申し訳ございません。お許してください。

それでは報告をさせていただきます。

このたび、小金井市立小中学校3校において、児童・生徒等の指導要録の紛失が判明いたしました。指導要録でございますが、様式1、様式2というものがご

ざいまして、様式1は学籍に関するものでございます。様式2につきましては、各教科等の指導の記録ということで、様式1は卒業後20年間の保存、様式2は卒業後5年間の保存ということになっているものでございます。こちらにつきまして、事前に資料を委員の皆様にお配りさせていただいているというふうに聞いておりますが、詳しくはこの表を見ていただければと思いますが、3校において、様式1、様式2の紛失が確認されたということでございます。

最初に確認されたのが小金井第四小学校でございまして、それが10月13日以降からということになってございます。その後、調査を重ねて、ほか2校も発覚しているという状況でございます。

現時点において、情報漏えいによる第三者の不正使用等の事実は確認されていないところでございます。指導要録につきましては、原則、校外に持ち出すことのない資料ということですので、廃棄する場合には一般ごみと別に溶解処分と言われる処分をしているものでございます。こういったことから、今回の事案は、他の溶解処理の文書に紛れて誤廃棄をした可能性が高く、個人情報の流出の可能性は低いものというふうに考えているところでございます。

学校の対応でございしますが、紛失が判明した児童・生徒の保護者宛てには、各学校から文書の郵送により、謝罪と紛失の説明を行っております。

紛失した指導要録につきましては、卒業生台帳や転出・転入記録簿等の資料を基に、各校において復元を行っているところでございます。また、各学校における卒業生の確認があった際には卒業生台帳等で確認が可能ですので、それらを活用して卒業の証明書等の発行などに対応してまいります。

再発防止についてです。全小中学校において、全教員を対象に改めて指導要録の作成及び保管の手順について共通理解を図る研修を行ってまいります。また、保管や廃棄のシステムについて各学校間の情報交換を行いまして、一層の充実を図ってまいります。

また、今回の紛失について、一部、転出・転入、いわゆる転校というものです。これについて、それに起因するだろうと思われるものが一部ございました。そのようなところもありましたので、転学者・退学者名簿というものを年度ごとに作成して、同名簿を活用した保管を徹底してまいります。

またですね、現在、指導室においては、学校訪問を行う際に在学中の児童・生徒の指導要録については指導主事が点検をしておりますが、次年度からは卒業生の指導要録の保管状況も含めて確認をしてまいりたいというふうに考えてございます。今回紛失した指導要録については、現在在籍している児童・生徒のものは含まれておりません。以前に卒業した方の分が紛失しているという状況でございます。その部分についても指導主事訪問の際に確認をしてまいりたいというふうに思っております。

簡単ではありますが、私からは以上です。

【仮野会長】

分かりました。それでは、今、指導室長から御報告がありましたが、皆さん、質問などがありましたら、どうぞ。

本多委員。

【本多委員】

令和５年１０月１日付で東京都教育庁から出された、指導要録の適正な管理に係る通知が出されていますが、どのような経緯でそのような文書が出されたのか、ちょっと内容について説明いただきたいと思います。

【指導室長】

１０月１０日の東京都からの通知でございますが、杉並区の学校で指導要録の紛失ということが発覚しておりまして、それを受けての通知ということで発出されたものでございます。

【本多委員】

はい。

【仮野会長】

どうぞ。

【本多委員】

紛失の理由ですが、これは校外に持ち出されたとか、そういう経緯ではない？杉並区の事例ですね。

【指導室長】

杉並区の事例は、校外に持ち出されたとかいう、そういうふうなことは聞いておりません。本市と同様かと思われます。

【本多委員】

それでしたら、小金井市のほうも、そういった外には持ち出していないので、誤廃棄の可能性が高いという結論に至ったということですね。

【指導室長】

はい。

【本多委員】

了解しました。

【仮野会長】

どうぞ、向井さん。

【向井委員】

学校での保管方法の実態は、私はよく存じ上げないんですけれども、個人情報なので、施錠されたどこかに入れて、とか、目録を取る、とか、そういったことは基本的にはされていると考えてよろしいでしょうか。

【指導室長】

はい。この指導要録の保管についてですが、全ての学校で、基本は校長室にある金庫に保管をしているものでございます。ただ、５年保存や２０年保存ということで、様式１、２について若干保存の年限が異なります。処分するといったタイミングで金庫から出して処分をするといったような中で誤廃棄があったものというふうに考えているところです。

【松行委員】

はい。

【仮野会長】

どうぞ、松行さん。

【松行委員】

1 ページ目のリストを見ておりますと、2 番目の小金井第四小学校がございすけれども、ここの小計が 2 0 1 と飛び抜けて多いんですけれども、これはどういう理由でしょうか。

【指導室長】

小金井第四小学校の紛失が、まず初めに発覚した内容でございました。その年度ごとにファイリングされているような状況でございしますが、そのファイル自体がごっそりとなないということで、恐らくは別の年度に処分したものと併せて処分をしてしまった可能性があるというふうに見ているところでございます。

【松行委員】

それでもこれだけ多くの件数がありますと、単なる廃棄処分に紛れ込んだという、それだけの理由でしょうか。非常にこれ、数が多いですね。

【指導室長】

指導要録、先ほどもお伝えしたように、様式 1 と 2 というものがございします。片方が 2 0 年で片方が 5 年ということで、5 年処分のものをファイルでそのまま溶解処分、廃棄する、年度が過ぎると、そういうふうにします。2 0 年間のものもそうなのですが、基本的に、ファイリングしているものを保存年限が過ぎたということで処分するという流れになってございます。その処分をするときに、何らかの勘違いをしたのであろう、と、そのファイルごと、第四小学校の場合は、溶解処分のほうに入れてしまった、と。

一方で、他の学校さんが少ないのは、これは主に転出者等の指導要録ということになります。これは、本来、別で保存することが基本になっておりまして、その保存をしているのが個別に、別々で管理されていて、大きなファイルではない形で管理されておりますので、その時に何らかの形で、それはあくまでも単独という可能性が高いと思いますが、廃棄されてしまったということで、こちらのほうは数が少なくなっているという状況です。

【松行委員】

ありがとうございました。

【仮野会長】

ほかに。

どうぞ、近藤さん。

【近藤委員】

今後の対策でいきますと、今のお話ですと、第四小学校の部分というのは今後どうするのか、それから、他のところでも起こり得るのでどうするかということで、多分対策が違うんだと思いますが、ここにある再発防止策では何も書いていないのと同じようなものですので、その辺の具体的なことというのは、今日、説明した後に質問があるかも分かりませんが、どのような方式にしたのか、と。統一にしたのか、それとも、各学校ごとに違うのかというのは、その報告がやっぱりほしいと思います。そうしないと、何が原因だったかと推定して方策を立てなければいけない、と。今、幾つかのお話を伺うと、原因があるんだけれども、それぞれ違ってくるように思いますので、今後、それをちょっと御報告して

ほしいなと思いました。

【指導室長】

大きく分けて、2つの対策が考えられるかなと思っています。

1つは、いわゆる卒業生の部分については、卒業年度ごとにファイリングをしてございます。ですので、それを処分のタイミングを間違えずに廃棄をするということが一つ大事なこととなっております。

これ従来、学校では、しっかりとそれは確認を管理職と取ってやるものとされているところですが、その部分が徹底がされていなかったであろうということですので、今後、その確認はしっかり徹底していく、ということと、やはり教員が保存の年限、5年や20年というところで違いもありますので、そこをしっかりと理解をしておくということは非常に重要ですので、それは図ってまいりたい、と。

今回は第四小学校が今の部分に当たろうかというふうに思いますが、これに関しては、どこの学校でも毎年、年限が来れば廃棄処分をするものですので、そういった意味では、どこの学校でもしっかりやる必要があるものということで、全校で、これを機に更にしっかりとやっていきたいと思いますというのが再発防止ということになります。

もう一つは、枚数が少なかった、先ほど御説明させていただいた、いわゆる転入・転出の関係でございます。そちらにつきましては、やはりしっかりと年度ごとにファイリングをして、台帳もしっかり作っておくということが徹底されなかった部分があるというふうに認識しております。これもどこの学校でも起こり得ることでございますし、転出入の場合はまた別のファイルになっているので、少し管理がおろそかになっていた部分もあるというふうに考えておりますので、しっかりと台帳を作って個別のファイルをきちんと作成することで、管理を徹底していく、と。

そういったようなことで、大きく分けると、紛失を防ぐ2つの要素があるかなということで、その2つは全校でしっかりと行っていくというように考えているところでございます。

以上です。

【仮野会長】

あと7分ぐらいしかない。

ほかに質問は。

では、僕から。

これは偶然、この3つの学校でたまたま、偶然起きたことなの？毎年こういうことが起きているの？

【指導室長】

指導室長です。今回、先ほどお話しいただいた10月の通知がございました。そういったところで学校が点検を行ったという中で発覚したということでございまして、毎年こういうことが起きているとか、そういうことではございません。こういう通知があったので改めての確認をしたところ、紛失しているものが発覚した、と。

その後、1校、第四小学校なのですが、発覚をしましたので、これを機に市内の全小中学校で細かい一斉点検を行いました。それによって、先ほどの御報告にある第一小学校と第二中学校が発覚したということでございまして、毎年このようなことが起こっているということではございません。

【仮野会長】

それでよく分かった。非常に管理が悪いというか、そういうことが起きていたわけだ。それで、たまたま調べてみたら、あっちこっちから出てきた、と。これは指導課が悪いんじゃないの？

【指導室長】

管理についてはですね、もちろん教育委員会側も先ほどお伝えしたように、指導主事とかが点検をしておりますが、過去のものについてまで、これまで学校を訪問した際に点検しておりませんので、その有無についてはしっかりとやる必要があったというふうに思っているところでございます。

また学校も、毎年、年度の初めの頃には必ず点検することというふうに通知文はこれまでも何度か出ているところでございます。それが、やはり在籍しているお子さんの分の指導要録に関してはかなりしっかりと確認をされているんですが、卒業した後、20年などという長さになりますので、その部分がなかなかしっかりと行えていなかった、こういうことがやはりまずかったというふうに思っております。我々も当然、その部分についてはしっかりと学校のほうにも指導をするべきであったというふうには思っております。

【仮野会長】

分かりました。

どうぞ、井口さん。

【井口委員】

時間がないのに申し訳ないです。

第四小は、平成22、23年に大量に誤廃棄しているようなんですが、10年経っているので、10年廃棄と間違えたのかなという感じもしているのですが、そのほか、1名とか2名とかあるのは転出・転入だということですが、第四小は平成23年以降ないので、ここで気づいたのか、何か襟を正したのか、こういう管理をしなければという気持ちになったのかと思ったんです。多分、第四小も転出・転入があると思うんですけれども、以降出ていないということは、そこで管理の仕方をちゃんとしたのかなというふうに思ったんですが、そうじゃないんですか。

【指導室長】

どの時点で管理を徹底したかというのはなかなかですね、管理職も随分入れ替わっているところもございまして、教員ももちろん異動してしまっていますので、ここまではしっかりとやっていたとか、そういったところが、今、明らかにできないところでございます。

それにしても、先ほどお伝えしたように、毎年点検をする必要があったわけですので、そういったところが学校に不備があったことは間違いないので、どの年がいい加減だったかとかというよりは、その部分がしっかりとやれていなか

った年度が非常に続いていたということかなというふうに認識しております。

【井口委員】

四小は、ちゃんとそれ以降は管理しているようなので、一小はまだ気づいていないような部分がどうもありそうなので、その辺の管理をしっかりとさせていただきたいなというふうに思います。

【総務課長】

室長はここでお時間なんですけれども、指導主事が来ておりますので、指導主事からのお答えでよろしければ。

【仮野会長】

じゃ、もうちょっとやりましょうか。

どうぞ、町田さん。

【町田委員】

名簿なんかと違って、これは一番大事な書類かなと思います。これ出ちゃったら、もう本当に被害に遭った人はたまったものじゃないという、名簿や連絡網なんかとは全然違う種類のものじゃないかと思うんですけれども。自分が保護者だったら、本当にどうしてくれるんだというふうになるんですけれども、緊急保護者会か何かを開いて、多分説明会があったと思うんですが、全員の保護者の方が納得してくれたのでしょうか。

また、そのときに、責任を取ってよという声はなかったのか、それで、すいませんで終わっちゃったのか。こういうときって、責任はどうなっちゃうんでしょうかね。そこをお聞きしたいなと思って。

【指導室長】

保護者会でございますが、先ほどお伝えしたように、今回紛失している児童・生徒さんは全て卒業をされている方でございます。ですので、現在小学校に、あるいは中学校に在籍していないお子さんの保護者の方が対象ということになりますので、その方々を対象とした、いわゆる紛失の対象になっている方の保護者会というのは行っていないところです。

ただ、第四小学校の場合には、御覧になっていただいてもかなり大きな件数になっておりますので、学校のほうで、今現在の保護者の方にも説明は行っているところです。

それから、当事者の方々には、先ほど冒頭でお伝えしましたが、お手紙という形で御案内を差し上げています。私が報告を受けている中では、1件だけ、第四小学校の元保護者の方になりますけれども、私のうちも該当しているんでしょうかというようなお電話だけがあったというふうには聞いております。ただ、処分のお話がございましたけれども、これはもちろん、東京都教育委員会にも服務事故として届出はされておりますので、校長が主体となりますが、処分の対象としては、報告は届けているところでございます。以上です。

【仮野会長】

はい、他には。

これは、内容としてはね、これが世の中に出ていったら大変なことになるわけだよね。こういうことが続いたら、かなわんね。絶対、二度とこういう事件が起

きないように情報管理をしっかりしておいてください。

【指導室長】

承知いたしました。

【仮野会長】

他には、皆さん。

はい、どうぞ。

【中澤委員】

参考までに、私の以前の会社では、廃棄台帳と廃棄箱と廃棄伝票というものがあるんですよね。その中で、廃棄するものにも伝票があるから間違った、これは20年のものだけど5年で廃棄したと、伝票を見れば分かるんですよね。かつ、実施者と管理者がいずれも必要なんですよ。だから、そういう廃棄箱とか廃棄台帳、廃棄伝票、そういう形でやっていると、まあ、私は銀行なのですが、伝票一枚なくすことはできないんですけど、それで完璧とは言えないけど、ヒューマンエラーというのは人が代わって極端に多くなるとか少なくなるというのは基本的にはないですね。必ず管理者は、全部そろっていますので、間違えてやったかどうかというのは、廃棄伝票を見ると項目が全部書いてありますから、これは何月何日、ここで間違って廃棄されているなというのが分かるようになっているんですよね。ちょっと廃棄方法の御参考までに、ということ。

【仮野会長】

どうですか。

どうぞ。

【松行委員】

廃棄なんですけれども、廃棄する場合は先生が1人で廃棄するんですか。あるいは何人かを見て、これでオーケーとかというので廃棄するんですか。そこら辺はどうなっているんですか、管理の問題なんですけれども。

【指導主事】

廃棄につきましては、今おっしゃったように複数で必ず行います。その際は、管理職である学校長、校長や副校長、また、こういった要録関係を担当するのは教務主任という役割なんですけれども、そういった者が一緒に確認をするというのを必ず行うようにはしておりますが、そこが一部うまくいっていなかったりとか、そういうところがあるのかとは、これは推測ではありますが、思われますので、そこは今回あった各学校だけではなく、全校で必ず徹底するようにということは、再度周知させていただいているところではあります。

【松行委員】

それで、管理するときに立ち会った先生方のお名前なんかも表記しているんですか。

【指導主事】

今までのものが全てかということ、申し訳ございません、不十分なところはあるかもしれないのですが、特に今回の第四小学校でも、そういったリストをしっかりと作って貼っておくということで、押印などのような形なんですけれども、立ち会った人が押印するような形で、あとしっかりと確認する形を取っていると聞いて

ております。

【松行委員】

私たちの常識では、特に第四小学校でこれだけ多くのが廃棄されて先生たちが気が付かなかったというのがね、常識で考えると、誰かが気が付くだろうと思うんですけども、それは本当に立ち会っているんですか。立ち会っている記録はあるんですか。94、103とこれだけ多くのものを廃棄したときに誰も気が付かなかったということですか。

【指導主事】

おっしゃるとおり、ファイル自体が一つのファイルになっておりますので、今年は保存しておかなければいけないのに、誤って廃棄してしまったというところで、どうしても一つの学年が80名とか、子供たちがいますので、それで起きてしまったことではないかなと思いますので、そこでの勘違いであるとか、誤解であるとか、また、表記がしっかりとされていなかったという誤りなどということがあったのかとは思われますので、その点については再度徹底をということ、確認をするようにということは伝えていくということになると思います。

【仮野会長】

向井さん。

【向井委員】

廃棄に非常に目が向きますけれども、廃棄のルールと保管のルール。保管の台帳も、毎年棚卸しはしないでしょうけれども、その辺の保管も含めて、このルールをきちんと徹底されればいいんじゃないかなと思いました、廃棄も一緒なんですけれども。目録ですか、書類の目録みたいなものが。要するに、他の情報は大丈夫なのかなという気もしてくるじゃないですか。だから、個人情報全て学校内において、きちんと目録管理されているという、きちんと保管されているというところが大事じゃないかなと思いました。

【仮野会長】

今の保管について、さっき中澤さんが言ったように、保管のルールをもっとしっかりするとか、新しい対策は考えているんですか。

【指導主事】

保管につきましては、今までもそのような方法を取っている学校は多くあるんですけども、ファイルごとに何年保管、「20年保管」であったり、「令和何年何月に廃棄する予定」ということをしっかりと記入することを行っています。それが徹底できていなかった学校が今回のようなところがあるということなので、そこは再度徹底して、第四小学校でも私も実際に金庫を見させていただきましたが、ファイルのほうに「何年何月に廃棄する」ということをしっかりと明記したファイルが並んでいるように、整理されるような形になっております。

【仮野会長】

どうぞ、井口さん。

【井口委員】

廃棄なんですけど、年度ごとに生徒数との関係で、廃棄の数も関係していると思うんですね。そうすると、例えば100人近く多い廃棄数となると分かると思う

んですね。間違えて廃棄しちゃったんじゃないかというレベルじゃなくて、この年度で間違えて大量に廃棄しちゃった、と。要するに、平成22年度だと、ルールどおりで言えば平成2年度の件数に加えちゃったわけですね。分かるんじゃないかなと思うんですが、そこはどうなんですか。原因は。

【指導主事】

私も当時いた者ではないので、はっきりとは言えないところではあるんですけども、やはりどうしてもその管理が甘かったので、例えば、本来でしたら20年目に廃棄しなければいけなかったものが数年残っていたために、まとめて捨ててしまう中で、少し年度の勘違いが起きてしまったということもあるのかなとは思いますが、その辺の管理が徹底できていなかったというのはあるのかなというふうに思います。

【仮野会長】

いい加減なものだなあ。

どうぞ、則武さん。

【則武委員】

報告事項なので、これ以上議論は必要ないのかもしれないんですけども、念のために、学校というのは非常に個人情報が多いところという場所ですね。あわせて、市役所そのものにも個人情報が大変多くあるところなわけで、これが発生した令和5年11月14日となっておりますけれども、これを受けて、個人情報を所管する総務課として、市役所全体に改めて注意喚起とか、東京都教育庁から来ているタイミングとか、何らかのそのアクションを起こしたかどうか、その辺の経緯について、御報告があればお伺いしたいと思います。

【仮野会長】

そうですね。

【総務課長】

総務課長です。

市役所の中では市役所の中のルールがありまして、今のような、同じように書類ごとに保存年限が決まっております、年度が来たら廃棄するというルールを取っております。また、保存をするときに文書倉庫というところに一括して文書を保存しているんですけども、その箱には――これを間違えてしまったらしやうがないんですけども――いつ廃棄という箱を作っておくことになっております。

この事件を受けて、全庁に通知をしたということはございませんが、引き続き気を付けていきたいと思っております。

【則武委員】

今に関連して、この事件も起こり得るはずがないこと、起こってはいけないことの事例だと思うんですね。しかしながら、今いろいろ他の委員さんがおっしゃったように、ヒューマンエラー、人為的なミス、プラス何らかの要素が重なって起きてしまった事実があるということだと思いますので、むしろこれを1つの材料にして、市役所全体がこういう機会に、もちろんルーティーンでやっているようなことが確実に行われているということは第一で、前提ではありますけれど

も、こういう機会に何らかの発信をするというのも有効ではないかというふうに感じております。以上です。

【仮野会長】

ヒューマンエラーかな、これは明らかに。管理をする人たちの引き継ぎや何か
がうまくいってないんじゃないの？どうなの？学校、例えば第四小学校とか、ど
こでもいいんだけど、管理する先生がどんどん替わっていく可能性があるじゃな
い。そのときの引き継ぎなどがよくなかったということがあるんじゃないの？ど
うなの？

【指導主事】

そういう可能性もあるかとは思います。

【仮野会長】

分かりました。こればかり議論していくわけにはいきません。他には何かまだ。
二度とこういうことが起きないようにしてくださいね。二度とこういうことを起
こさないように。

【指導主事】

はい。

【仮野会長】

それでは、いいですか、皆さん。

では、これでこの案件は終わりにしましょう。御苦労さまでした。

それでは、次のテーマ。

次の報告に入る前に、会議の始めに委員の紹介に戻ります。初めての方がいら
っしゃる。各委員におかれましては、自己紹介をお願いいたします。

【仮野会長】

こっちから、向井さんから、すみません。

【向井委員】

こっちからですか。

【仮野会長】

はい、お願いします。

【向井委員】

向井と申します。元はIT技術、コンピュータをやっております、中でも自
治体とか省庁のシステムを長年手がけてまいりました。

【仮野会長】

何を長年？

【向井委員】

自治体とか省庁向けのシステムを手がけてまいりました、直接はないですけれ
ども。それから、個人情報保護に関しましては、ある小規模な財団で、民間です
のでプライバシーマークなんですけれども、プライバシーマークの導入を規定づ
くりから、台帳作成から、研修、監査まで、小さいものなんですけれども、やっ
てまいりました、という経緯でございます。

この研究会の関係では、そういったこともありまして、安全管理措置に特に関
心がありまして、特にコンピュータを使う部分と手作業の部分と、どうやって整

理していくかというのは悩ましいところかと思いますが、手作業のところも大事なんですね。その辺りに関心があります。どうぞよろしくお願いいたします。

【仮野会長】

専門家が来られて。

【橋本委員】

すみません、どれぐらいの長さで話したらいいか。

【仮野会長】

今ぐらいでいいんじゃないですか。

【橋本委員】

今ぐらい、はい。

【仮野会長】

松行さん。

【松行委員】

私は松行彬子と申します。大学教授をしております、学部長もいたしました。専門は経営学でございます。特に、経営戦略論とかイノベーションとか経営管理とか、そういうところを専門にしております。よろしくお願いいたします。

【町田委員】

町田博司と申します。小学校に40年間ぐらい勤めて退職して、今は午前中だけ講師をしております。市内の小学校です。一小や四小ではありません。

なのでちょっと不思議で、何でこんなミスを犯すか。私がいたところでは、必ず複数の人がいて、校長や副校長がさらにチェックしますから、あり得ないんですよね、どうしてこんな。責任取ってよ、と。普段、すごく頭に立って威張っている人が責任取ってほしいと思うんですけど。もう過去の、何年間かで替わっちゃいますから。でも、どこかで現職でやっているんだったら、ちょっと出張来て、すみませんでしたぐらい言わなきゃおかしいなという感じはしています。以上です。

【仮野会長】

では、本多さん。

【本多委員】

本多と申します。前は事務局側にいた人間でして、もう大分たちますが、引き続き委員をやらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【仮野会長】

では、橋本さん。

【橋本委員】

2期目となります。大学に勤めています。専門は電気電子工学科、電気電子という専門をやっています。どうぞよろしくお願いいたします。

【仮野会長】

ごめんなさい、今聞き取れなかった。専門は？

【橋本委員】

専門はですね、電気電子です。

【仮野会長】

電気電子。

【橋本委員】

特に電波です。最近はその、話が長くなりますが……。

【仮野会長】

いいですよ。ゆっくり聞きましょう。

【橋本委員】

最近は人体への影響であるとか、それから電波というのは、通信、情報でしたけれども、それから食品加熱とか乾燥とか、もうあと5年後は、今度は電力伝送です。電波に電力を乗けてスマホなんかに充電されるという、そういう電力伝送という時代に入ってきているということになります。今それをやっているということです。よろしくお願いします。

【仮野会長】

則武さん。

【則武委員】

公募委員の新規で応募いたしました則武と申します。市内、東町に在住しております、東中学校の卒業ということになりますので、在住歴はかなり長いんですけれども、フルタイムで働いていた頃は、市役所とあまり関わりがなかったような気がしております。

昨年、自殺対策に対する審議会にですね、公募委員として参加させていただきました、非常に深刻なテーマでしたけれども、精神保健とかの専門家の方だけじゃなくて、いろんな方の御意見、活発な意見、議論がありまして、公募市民委員というのも大事だなということを実感した次第であります。

今回のこの委員につきましては、古い話になるんですけれども、私は行政側でこういうテーマに関わったことがありまして、広報を見たときに恐る恐る応募した次第なんですけれども。小金井市さんは、早くからこの問題について取り組んでいらっしゃると伺っておりますし、私が他の自治体で審査会とか審議会の所管をしていた頃とは大きく変わっているのも、まして今回、法改正があって、審議会の在り方そのものも変わっているということを知っておりますし、いただいた資料で、新しい審議会条例を見ると、委員は専門的な知見を有する者であって云々というのがありまして、ちょっとハードルが高いのかなという感じをしております。

ただ、委員さんの顔ぶれを見ると、市民団体、市民委員さんもいらっしゃって、公募委員さんも、広報で見ると5名いらっしゃると、そういう枠があること自体は大変すばらしい制度だなというふうに思っております。私も市民感覚といいますか、ちょっと語弊があるかもしれませんが、気楽にといいますか、普段着でこの審議会に参加させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【仮野会長】

はい、中澤さん。

【中澤委員】

さっきちらっと申し上げたんですけど、銀行を退職して7年目になりますので、今年72で、辰年です。生きるのもあと二、三年かと思えますけれども。

銀行自体は外国為替関係の事務管理をやっております、だから、そういう管理とか廃棄とかそういうのは、異業種ではありますけれども、御参考になればと思ひまして、引き続きやらせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

【仮野会長】

では、立川さん。

【立川委員】

商工会から来ております立川と申します。審議会委員は、私には本当にハードルが高くて、全員のレベルを引き下げておる状況ですが、いつも個人情報です、ね、大切に、また漏えいしないように、総務課さんのほうで努力と工夫されているという状況をまた見せていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

【仮野会長】

では、近藤さん。

【近藤委員】

全く個人情報は素人で、たまたま広報で募集があるというので、少し、応募するのに多少頭を使えればと思つて、使えたかどうか分かりませんが、応募したところ、今回このように委嘱されました。

50年ぐらい医療関係にいましたので、医療というのは非常にヒューマンエラーが多いところで、そういう意味では、先ほど原因もあるんですが、ああいうところでは、どうしたらそれが再発しないようにするかという、Root Cause Analysis といふか、元々の原因を分析するというような、そういうやり方をしていて、それをやってもまた起こるというようなところとかなり関係してしまつて、今回の学校のお話を聞いても、やっぱり仕組みとしてどうするかと。注意喚起しましょうといふのは大体駄目だといふ話で、先ほど中澤委員のおっしゃった、伝票ですとか、そういう仕組みをつくっていつて、後で確認できないといけないんじゃないかといふことは今回例示を見て思ひまして、改めて少し皆さんとこういうことを学ぶことができればいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

【仮野会長】

ありがとうございました。では、井口さん。

【井口委員】

井口と申します。よろしくお願いいたします。

私は以前、消費者行政の、そういう関係の仕事をしてしまつて、今日出てきたような漏えい事故ですね、当時も小学校とか、あるいは中学校の生徒さんのうちに、訪問販売で高い学習教材を売りつけるとかですね、そういう苦情が多発した時期があります。今もあると思ひます。共通するのは、かなり学校の成績が振るわないといふかですね、言ってみればちょっと落ちこぼれてしまつたような御家庭に訪問販売で行かれます。親御さんからすれば、わらにもすがる気持ちで数十万の契約をしてしまふ。ところが、実際には当時のセールスの話とは違つて、ちゃんと指導もしてくれないし、教材だけぽんと大量に届けられても子供としては

やる気を出せないということですね、多くの苦情が入ってきたということは事実としてあります。

今回のケースがそういうことにつながっているとは思いませんけれども、後々非常に大きな影響、個人情報流出、漏えいが、多大な経済的あるいは精神的な喪失につながるということになると思いますので、ぜひこの分野でしっかり当市としては頑張って、一助になればと思っております。どうぞよろしくお願いします。

【仮野会長】

それでは、僕かな。立ちます。仮野忠男と申します。元毎日新聞の政治部記者でした。それから、論説委員などもやってきました。当小金井市とはほとんど縁がなかったんですが、もう随分前、私は、情報公開法を作るべきだというキャンペーンを毎日新聞紙上で続けておりました、日本政府がですよ。そのついでに、当然ながら個人情報も大事に扱う、考えるべきだというキャンペーンもありました。その関係もあって、小金井市が毎日新聞の仮野というのが何か変なことを記事にするようだと言って、小金井市の個人情報保護審議会に來いと言われまして、何年ぐらいですかね、最初。もう20年ぐらい前にお邪魔するようになって、ずっとそのメンバーでありました。

小金井市は立派な個人情報保護条例を作りました。そして、その他、先見的な、先進的な取組みをしております。それを陰ながら支えてきたわけではありますが、今回は個人情報保護審議会の1期目は終わりましたので、もう終わりかなと思ったら2期目もやれということになって、私も今は本を書いたり、物事を書いたりしている段階で、時間もありますので、ぜひまた続けようと思って参加しました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告案件について説明を求めたいと思います。

【総務課長】

会長、その前に事務局も自己紹介させていただいてよろしいですか。

【仮野会長】

そうですね、はい。

【総務部長】

事務局の紹介だけさせていただきます。改めまして、総務部長の北村でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長の高橋でございます。

【総務課長】

よろしくお願いいたします。

【総務部長】

情報公開係長の中村でございます。

【情報公開係長】

中村です。よろしくお願いいたします。

【総務部長】

主任の古田でございます。

【総務課主任】

古田です。よろしくお願いいたします。

【総務部長】

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【本多委員】

すみません、委員さんの名簿一覧はないんですか。

【総務課長】

本日、失念しておりまして、申し訳ございません。またお送りする資料と一緒に送らせていただきます。大変失礼いたしました。

【仮野会長】

ありがとうございました。

個人情報取扱登録簿の整備状況についての説明があるんですね。

【総務課長】

はい、個人情報取扱登録簿の整備状況でございます。本件につきましては、今年1月12日から1月23日にかけて、個人情報保護条例に基づき個人情報取扱登録簿の整備を各課に依頼いたしました。これは、昨年度審議いただきました個人情報保護条例において、小金井市独自で国の法律に定めている個人情報ファイルに漏れるものについても登録をしていこうということで、本市独自の制度でございます。

旧条例にて、これまでの条例にて、既に管理している個人情報の保有等の届出については、現在、経過措置で個人情報取扱登録簿とみなすことができますので、新規事業による個人情報取扱登録簿として提出されたものは、資料のとおり1件でございました。

なお、この新規事業は、令和3年9月に医療的ケア児支援法が制定されたことによるもので、日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児及びその家族が、地域において安心して生活できる体制を整備することを目的として、支援ニーズとサービスをコーディネートする者を配置し支援を行うことについて、必要な事項を事業化し、令和5年4月より施行しているものとなっております。

簡単ではございますが、報告については以上となります。

【仮野会長】

それで終わり？

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

この資料にある4つ目の福祉保健部の資料は？自立生活支援課、これは何？

【総務課長】

様式というのはサンプルでございまして、医療的ケア児コーディネート事業ファイルというものは、この様式のものに書き込みをしてあるものとなっております。今すぐコピーしてまいりますので、一瞬、休憩時間を…。

【仮野会長】

いいね。

では、皆さん、5分間。

(休 憩)

【仮野会長】

それでは、この個人情報取扱登録簿の整備状況についての説明は一通り…。今いただいた個人情報取扱登録簿（単票）、これについても説明してください。

【情報公関係長】

はい。簡単に説明させていただきます。今回ののは条例で定める1,000人に満たない新規の個人情報ファイルの届出になります。

個人情報ファイルの名称というのは、どういう個人情報を扱うか、市の機関の名称は、市長部局だと市長で、教育委員会だと教育委員会と入ります。個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる部課名というのが担当課になります。

あと、個人情報ファイルの利用目的は必ず記入しなきゃいけないくて、この記入以外のことになると目的外利用ということで、個人情報保護法だと第69条に該当しない限りは、これ以外に使えないということになります。

記録項目というのは、どういうことを記録するか、記録範囲がどの範囲を記録するか、ですね。収集方法は、今回、紙と電子媒体両方あるということになります。要配慮個人情報が含まれるときはその旨ということで、この内容自体には、記録項目を見ていただくと、要配慮個人情報については、1件でも漏れた場合は報告しなきゃいけないので、その旨を必ず記載しなきゃいけないということで、今回「含む」ということになっています。

記録情報の経常的提供先がコーディネーターと委託事業所。開示請求等を受理する組織は情報公関係ということで、今回うちの課になっています。訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續というのは、例えば税金だと更正の手續があるとかというときはそういうのを書くんですけども、今回はそういうのに該当しないので空欄になります。

個人情報ファイルの種別というのは、うちの職員も理解できていない部分があるんですけども、コンピュータに基本的に入力すると、法60条第2項第1号の電子処理ファイルに該当するんですけども、例えば申請書とかがある場合は、申請書をマニュアル処理ファイルに入れるんじゃないくて、電子処理ファイルを入力するための様式という考え方になるので、政令第21条第7項に該当するファイルに丸を付けることになります。

あと、下のほうは、本来これは条例で定めているやつなので全部要らないんですけども、匿名加工情報という、まだ適用外なんですけれども、個人情報ファイル簿になると対応しなきゃいけない可能性はあるんですけども、ここから下については、今、小金井市はやらなくていいということになっています。

説明は、簡単なんですけれども、以上です。

今後は、今までとは違って、この様式で新規の事業は届出を出すような感じになります。

【仮野会長】

ついでに、今日配付された資料集、第6ページに作成基準のフローチャートと

いうのがあるんですが、これを説明してくれる？

【情報公関係長】

はい。この単票を作るのにまず何が必要かということで、個人情報のうちで、市役所が持っている個人情報のことを「保有個人情報」というふうに考えるんですけれども、「保有個人情報」をまず探さなきゃいけないので、まず「保有個人情報」の確認をします。保有個人情報のうちで、令和5年3月31日までに届出を出しているのは、条例上でみなし措置にしているので、今回新たに届出を出さなくてもいいんですけれども、それ以降、去年の4月1日以降に新しい保有を開始したものや、新しく内容が変更になっているものについては、今までの経過措置の対象ではないので、このフローチャートの2番の中の単票の作成が必要になってきます。

この単票の内容の中で、個人情報ファイル簿というのは適用外がありまして、個人情報ファイル簿の対象となるのが、基本的にはコンピュータとかに入力して検索できるようになったものか、紙だと、あいうえお順とかで特定の個人をすぐ検索できるものが対象になるんですけれども、そうじゃないものについては今回の届出の対象外になるので、主管課管理の情報になります。なので、もしかしたら主管課で持っているかもしれないですけれども、今回対象外になります。

これに合致するものについては、個人情報ファイルですので、届出が必要になるというふうに考えて、1,000人以上の場合は、法律で定められている「個人情報ファイル簿」になって、一番下の①になります。1,000人にいかないものは法律では義務づけられていないんですけれども、今回条例で、数が少ない人についても届出が必要だろうということで、今回の提出対象でこれが出てきます。

一応、あと主管課のほうには、届出必要ないとは言っているんですけれども、3番で主管課管理の個人情報というのもありまして、結局、届出しなくても、自分たちがどんな個人情報を持っているかというのが分からないと、開示請求とか、いろいろ市民からの問合せがあったときに答えられなくなるので、主管課には、届出は必要なくてもちゃんと管理はするように、と指導しているところです。

フローチャートの説明は以上になります。

【仮野会長】

皆さん、質問がありましたら、どうぞ。

はい、向井さん。

【向井委員】

届出とおっしゃっているのは、多分情報公関係に各課から届出があると思うんですけれども、公表について、ホームページ公表はどのように考えていますか。

【情報公関係長】

個人情報ファイル簿については法律で定められているので、もう準備はできているんですけれども、本年度初めてなので。

【向井委員】

委員会に出すやつと同じイメージで、書類がそろっているやつを個人情報ファイル簿として作成して、何百件か何千件かあるのをホームページに公開する。

【情報公関係長】

そうですね、この感じで、そのままホームページに。クリックするとこれが出てくるようなイメージで。

【向井委員】

ほかの市でやっているような、課別に並べるようなイメージですよ。

【情報公開係長】

そうですね、はい。

【向井委員】

分かりました。

それで、1,000人以下についても同じように。

【情報公開係長】

最終的には。

【向井委員】

最終的には、完成形になるだろうと。

【情報公開係長】

はい。

【向井委員】

それから、もう1件は、手作業分を含むか含まないかというのが、法律のほうもちょっと嫌らしく書いてあって、74条2だと1から10番まであってという話で、手作業は結局含んでいращやるんでしょうか。

【情報公開係長】

そうですね。手作業も基本的には含んでいます。

【向井委員】

下まで落ちてくるわけですよ。

【情報公開係長】

はい、そうです。

【向井委員】

厳密に言うと、74項第2の1から10は、ここでNoになるという。

【情報公開係長】

そうですね。

【向井委員】

それを確認しただけで。知りたいのは、マニュアルも含んでいるんですよと。

【情報公開係長】

マニュアルは含んでいます。

【向井委員】

あと、マニュアルというのは、いわゆるワードとかエクセルで担当の方が作るようなイメージのものが多いんですよ、イメージ的には。

【情報公開係長】

そうです、はい。

【向井委員】

それは、もちろんコンピュータを使っているけれども、電算処理じゃなくてマニュアルですね。

【情報公開係長】

そうですね、はい。

ただ、申請書の類いは基幹系システムの中に含まれちゃうので、昔は個別で見られていたんですけども、基幹系の中の一部に含まれるというような感じで。収集する項目は書くんですけども、基幹系システムで入力して、紙の申請書とかがあるときは、政令第21条第7項に該当するファイルというところに丸がつくんです。

【向井委員】

そうですね。多分1,000人以上と以下でホームページ上で分けられても、見るほうとしてはあまりうれしくないんじゃないかと思うんです。だから、それが一覧に並んでいたほうがいいんじゃないでしょうか。これは個人情報ファイル簿です、これは個人情報取扱管理簿です、というふうにホームページ上で分かれるんですか。同じかというのは、ちょっと検討の余地はありますね。

【情報公開係長】

そこら辺は、市民の皆さんが理解しやすいように。もしかしたら、この審議会で聞いたほうがいいのかと思うんですけども、職員が思う分かりやすいやり方と、市民の皆さんが思う分かりやすいやり方が違うかもしれないので、ちょっと確認していきたいなと思います。

【仮野会長】

その関連で、今日のレジュメの4ページに報告2として、資料、個人情報取扱登録簿一覧、福祉保健部の話が出てくる。これはどういうことですか。

【情報公開係長】

これは、個人情報取扱登録簿という基準で、新規に登録されたのが、令和5年4月1日から今日現在まで1件、これだけだったということです。

【仮野会長】

そうか。それが「医療的ケア児のコーディネート事業ファイル」ですな。

【情報公開係長】

はい。

【仮野会長】

この問題について、何か議論をする必要があるの？

【情報公開係長】

個人情報保護委員会の見解だと、取扱いについては法律が定めているので、審議会で個別にいい悪いを言うというのは、法に抵触するおそれがあるというような言い方はされています。

【仮野会長】

それはそうだな。

我々としては、こういうファイルが新しくできたというのを理解しておけばいいだけのことかな。

【情報公開係長】

そうですね。

【仮野会長】

分かりました。

ごめんなさい、失礼。本多さん。

【本多委員】

これって、法律ができた関係で、我々の個人情報保護審議会の役割というのが大分なくなってきたということがあるんですけども、今までは、市のほう、行政のほうで、個人情報保有とか開示とか配布するときに、一応審議会のほうにかけて、それで事務局のほうも一応職員が来て、それで質疑を受けて、それなりに個人情報に対する有用性というのは職員に伝わっていたと思うんです。

それがなくなりつつあるときに、職員の意識、モチベーションというか、個人情報に対する意識を持たせる、何か代わるものが必要かなと思うんです。そういうふうに、届出だけじゃなくて、やっぱり個人情報は大切だというのが、ここでいろいろ委員さんに質問されると、結構緊張して答弁とか何かやっていたので、その辺がすごく小金井市の行政の中で職員が育ってきていたのかなという面があって、その辺が少しなくなってくるところがちょっと心配されるところかと思うんですけど。代わりになるものというか、主管課のほうで、年度初めとか何とかで、結構通知とか、やる必要も出てきちゃうのかなと思うんですけども、その辺はどうなのでしょう。

【総務部長】

おっしゃるとおりのところがあるなと思って、前は諮問事項という形で、こちらで御協議いただいて、こちらで決定をいただいてというのが前の審議会でやっていたところなんです、そのこのところの機能がだいぶ違って来たというところでございます。

今、本多委員から御指摘ありましたように、その中でどのように個人情報、情報公開の意識を職員に持たせるかというのが課題になっていると思ってございます。これまでも職員向けの研修は実施してきてございますので、研修内容につきまして、改めて、より充実するような形というのは検討したいなと思ってございます。ありがとうございます。

【仮野会長】

どうぞ。

【橋本委員】

自分のそういうところが懸念といいますか、大丈夫かなと思っているんですけども、昨年ですか、幾つか条例をつくり上げたときに、条例を諮問するか諮問しないかという判断の中で、これはすべきであるということであれば、諮問の方向に持っていくというような、条例の何条か忘れたんですけども、1項2項の中の2項の辺りにあったと思うんです。そういうところは、適宜やっていく方向がよいのではないかなと思いました。

例えば、登録簿を見ても、記録の項目、こういうところについては結構大事なところだと思うので、これでよいのかとか、そういったところは、今後、事務局のほうでいろいろ精査していただければいいかなと思いました。

【仮野会長】

今日ここで、すぐに何か決めなきゃいけないわけじゃないんだよね。我々とし

て理解しておくしかない。

他に。はい、どうぞ。

【向井委員】

研修についてなんですけれども、非常に重要なのは。単純に、旧条例と新条例を見比べると、旧条例には、任命権者は個人情報についての研修、教育、何とかすると書いてあるのに、新条例は法に任せているから書いていないんだろうなと思うんですけれども、もっと実施権者はこういうことをやる、実施機関の責任者がこういうことをやるというのを、条例に入らなくても、リスト、やるんですよと、そういうことですか。

【総務部長】

向井委員御指摘のように、かなりの部分が法律で直接定めるような形になったんですが、ただ、個人情報、それから情報公開取扱いについて、運用する重要性は全く変わるものではございませんので、そこら辺につきましては、改めてしっかりと考えていきたい、研修の内容を含めて考えていきたいと思っています。

【向井委員】

誰がやるというはっきりしているんですよ。

【総務部長】

基本的には市長ということになります。それは、うちの所管する総務課のほうでしっかりするべきだ、と。

【向井委員】

教育委員会だったら委員長さんとか。

【総務部長】

そうですね。今日、教育委員会のことで大分御議論いただきまして、また、学校は少し行政の所管とは違うということになりますけれども、その連携についてもですね、改めて私どもも考えていきたいと思ってございます。ありがとうございます。

【仮野会長】

どうぞ、則武さん。

【則武委員】

まだ全体像が具体化していないというか、そういうフローチャートでぐらしか分からないんですけれども、今言えることは、行政サービスというのはワンストップといいますか、行政サービスの向上ということからすると、例えば今回の例でいう医療的ケア児コーディネート事業ファイルに載っている情報を他の部署でも使いたい、共有したい。かつては、多分審議会でも目的外利用ということで全部審議されたと思うんですけれども、そういったことが、行政が持っている情報を、先ほど部長言われた連携ということと言うと、共有したほうがより利用者にとって利便性がある場合もある、情報の有用性を図れるという面もあるけれども、そこにどういうふうに制度的に慎重な情報共有というか、目的外利用に関する制度を、この記録項目に非常にプライベートな情報が入っていることなので、そこら辺の有用性と、情報の漏れがないかということに対する制度設計の部分これから検討していく必要があるんじゃないかというふうに感じております。

【総務部長】

則武委員のおっしゃるとおり、行政としてはある程度フレキシブルな運用というのが非常にいいんですけれども、個人情報に関しては、やっぱり厳格でなくてはいけないと思ってございますので、原則としては、収集した目的を超えてはいけないのが大原則というのは、それは変わってないところでございますので、それを目的外に利用するということに関しては、かなり慎重な手続と、個人情報の主体の方の理解というのが必要だと思っていますので、そこは引き続き慎重に対応していきたいというふうに思っています。

【情報公関係長】

目的外の利用については、確かに従前は諮問にかけてやっていたんですけれども、それがなくなって、職員としても、多分諮問があることで勝手に使うことはできないという意識づけにはなったんですけれども、それに対して諮問ができるかどうか、条例を作るときに聞いたところ、個人情報の利活用という目的に反するので、法律の第69条に書いてあるので、それ以外のことを条例で定めることは許容されないというような回答をもらっているのです。その中で、ただ、市の職員が勝手に使わないようにという意識づけをどうやってやっていこうかというのは、今検討して、なかなかいい案が思いつかないような状況なので、逆に言えばこうしたほうがいいのかという案があれば、ぜひ聞かせていただきたいなという気持ちはあります。

【仮野会長】

どうぞ。

【井口委員】

このフローチャートの図で、本件の場合は、一番下のところで、②に該当することなんですけれども、一方で、③は各課で保管されているんですね。そうすると、①②は、保有個人情報として当市の個人情報保護条例の対象となるんでしょうけれども、③については、条例の規制の中にあるんですか。

【総務課長】

個人情報であることに変わりはありません。ただし、ファイル簿を作りなさいとか、登録簿を作りましょうとか、その枠組みの中には入らないということになります。

【井口委員】

ルールとしては同じということですね、個人情報保護条例の。

【総務課長】

取扱いが。

【井口委員】

取扱いになる。

【総務課長】

開示請求に対する開示ですとか、そういうものの中においては、個人情報であることに変わりはありません。

【向井委員】

関連しまして、完成形ができてホームページに公開された暁には、開示請求を

したい人にとっては、非常に参考になる、小金井市がこんな情報を持っている、知りたいのはこの中にあるというふうに使えると想定されているんですよね。しかし、全てではないので、そこに載ってなくても、請求して、ありますよという場合もあるし、ありませんよという、そんな理解でよろしいですか。

今までの、令和4年以前、個別件数が報告されていらっしやって、50件ぐらいある中で、なかなか登録簿になりそうにないような開示請求が結構あるんじゃないかという気もして、今まで情報公開側では、起案簿ですか、文書簿みたいなものを置かれていたので、この間の決裁履歴を載せてくださいみたいなことが結構出るんです。だから、それが個人情報保護の本来の姿なのかどうなのかよく分かりませんが、もう少し個人情報保護法らしい開示請求が増えてくるのか、あるいはそうでないのか、それは始めてみなきゃ分かりませんね、と。すみませんが、感想みたいですが。

とにかく、開示請求も含めて、市民の利便性のためにこういうものを公開すると、一方では駄目ですけども、他方、開示請求とか個人情報、どういうのを持っていますよということを市民に知らせるために、こういうものをこうやるという趣旨でやるんですよね。

【総務課長】

さらに言えば、今回の新しい法改正というのは、利活用のためということもあるのかな、と。匿名化して、ビッグデータとして。

【向井委員】

次の段階ということですよ。

【総務課長】

はい。そういうものを見据えた法改正であったというふうには思っておりますが、逆に我々としては、このようなものを持っているということを管理していくという面もありますので、それで登録簿という、1,000件未満のものも管理しようというふうに考えるところではありますが、どうなるかということです。

【井口委員】

追加で。結局フローチャートの①②については、開示請求との関係でいえば対象になりますよね。①②にはないけれども③にあるという場合には、これは、ない情報になるんですよね、そもそも。

【総務課長】

ファイル簿はない。

【井口委員】

開示対象にはならない。

【総務課長】

いえ、ファイル簿はないですけども、情報は持っておりますので、開示請求の対象になります。

【井口委員】

なりますか。

【総務課長】

はい。どの情報が…。

【井口委員】

ただ、どうやってそれを、③にはあるはずだというのは、どうやって知るんですか。

【総務課長】

正しい名称や事業の名前でないとしても、私に関する、あるいは家族に関する、これこれこういうことが分かるようなものがありますかという請求の仕方もありますので、そこから主管課と一緒に考えることになるのかなと思います。

【井口委員】

自分、自己に関すること。

【総務課長】

はい、自己に関するものですから。

【井口委員】

の開示請求が可能になると。

【総務課長】

はい。

【総務部長】

行政が保有するものは全て開示請求、情報公開請求の対象になります。それから、向井委員から御指摘ありましたが、こういった形で公開する形で、どういう個人情報保有しているというのを非常に分かりやすくするという意味ではあると思います。

ただ、③についてはそういった情報がないので、そこがこれからの課題ということになると思いますが、これまでは、例えば、言ってみれば、ある程度少し、開示請求とか、ヤマ勘でしているというところ、行政がこういう情報を持っているはずだから開示請求するよ、情報公開請求するよということでしたので、なるべくこういった形で、何を持っているというのを明らかに、ファイル化してお見せするというのが一層進んだ形になるなと思ってございまして、③についてはこれからの課題ということになるのかなと思います。

以上です。

【向井委員】

もう一ついいですか、すみません。このフローチャートに関して、業務単位として捉え直して整理したというところが非常に大事だと思うんですけども、自分が持っている保有個人情報を全部調べるためには、ファイルとか棚とかを想像するという手も1つありますけれども、自分の仕事を全部洗い出して、その中にどこに個人情報があるかと考えてくる、だから業務単位で考えることが必要なんですよということで、このフローチャートがあると思ってよろしいんでしょうか。漏れがあってはいけないと思うんですよ。持っているはず、③も含めれば、基本的には全部が把握できていたほうが、何かのときに安全管理措置に直結するんですよ。

【総務課長】

実務的に、今まで、審議会が誕生してからかなりの年数が経っておりまして、今まで事業単位で届出をしてきていたんですね。そうしますと、例えば、介護保

険という業務の中でも、何とか事業、何とか事業、何とか事業、何とか事業と、大変な数の届出になってきていたというところが今までの姿だったんですね。それを今回、業務単位として捉え直すということ、また個人情報ファイルを作ったり、登録簿を作ったりする中で、少しまとめ直しみたいなこともしてきておまして、介護保険に関する業務という中で、重複するものもたくさんありますので、どんな情報を預かっているかということをもとめてきております。

【向井委員】

業務単位というくくりで、新規だけじゃなくて、既存も含めて洗い直して下さっていると、各課においてですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

その下に、Y e s のほかにN o もあるんだけど、Y e s もあればN o もあるという意味ではありますが、この場合、N o となった場合、これで終わりか。

【総務課長】

N o となった場合が、事業としては比較的小さな事業、対象者が少し小さな事業となりますので、取扱登録簿というのを作ります。ただ、ファイル簿も登録簿もほぼ同じ、全く同じ。内容的には同じものを作っておりますので、対象者が増えた場合には、そのままファイル簿に移行することもできるようなものとしています。

【仮野会長】

ファイル簿、登録簿を作るのが大変だね。もうできているの？基本的には。

【情報公関係長】

一応一通り出して、今、内容、間違いがないかチェックをしている段階です。

【仮野会長】

それは、出来上がったら一度説明してくれる？

【情報公関係主任】

もうちょっと体裁を整えて。

【情報公関係長】

そうですね、もうちょっと体裁を整えて。

【情報公関係主任】

そんなに時間がかからないうちに、一度御提示をしたいというふうに思っております。

【仮野会長】

そんなに急いでないけどね。

問題は、次回はいつ頃になる？

【総務課長】

毎年、議会に運用状況を報告するのが6月の定例会となっております、それの前か後といたします。

【仮野会長】

後でいいんだね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

今日議論するところは以上ですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

これで本日の審議会を終了とさせていただきますが、特に皆さん、他に御発言
ありますか、質問。

それでは、終わりにします。どうもありがとうございました。

—— 了 ——